

## 介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定概要

令和3年4月1日施行で介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単位が改正されることに伴い、箱根町の当該事業のサービス単位等も改正することとなります。

### 1 加算の新設

次の加算が新設されます。

サービスの種別	加算の内容
通所型サービス	栄養アセスメント加算 1月につき50単位
	科学的介護推進体制加算 1月につき40単位

### 2 加算の変更

サービスの種別	令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
通所型サービス	栄養改善加算 1月につき150単位	栄養改善加算 1月につき200単位
	口腔機能向上加算 1月につき150単位	口腔機能向上加算Ⅰ 1月につき150単位
		口腔機能向上加算Ⅱ 1月につき160単位
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ1 1月につき72単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ1 1月につき88単位
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ2 1月につき144単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ2 1月につき176単位
	サービス提供体制強化加算Ⅰロ1 1月につき48単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ1 1月につき72単位
	サービス提供体制強化加算Ⅰロ2 1月につき96単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ2 1月につき144単位
	サービス提供体制強化加算Ⅱ1 1月につき24単位	サービス提供体制強化加算Ⅲ1 1月につき24単位
	サービス提供体制強化加算Ⅱ2 1月につき48単位	サービス提供体制強化加算Ⅲ2 1月につき48単位
	生活機能向上連携加算Ⅰ 1月につき200単位	生活機能向上連携加算Ⅰ 1月につき100単位
		生活機能向上連携加算Ⅱ1 1月につき100単位
	生活機能向上連携加算Ⅱ 1月につき100単位	生活機能向上連携加算Ⅱ2 1月につき100単位
		口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 1月につき20単位
栄養スクリーニング加算 1月につき5単位	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 1月につき5単位	

### 3 単位数の変更（新型コロナウイルス感染症への対応含む）

サービスの種別	令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から9月30日まで	令和3年10月1日以降
訪問型サービスⅠ	1,172単位	1,177単位	1,176単位
訪問型サービスⅡ	2,342単位	2,351単位	2,349単位
訪問型サービスⅢ	3,715単位	3,731単位	3,727単位
通所型サービスⅠ	1,655単位	1,674単位	1,672単位
通所型サービスⅡ	3,393単位	3,431単位	3,428単位
ケアマネジメントA	431単位	439単位	438単位
ケアマネジメントB	216単位	220単位	219単位
ケアマネジメントC		151単位（変更なし）	
初回加算		300単位（変更なし）	
連携加算		300単位（変更なし）	